

建築設計等業務委託特記仕様書（共通編）

■ 業務概要

1. 業務名称 相楽中部消防組合消防本部（署）新庁舎建設工事建築等設計業務委託
業務番号 2－相楽－7
2. 計画施設概要
- (1) 施設名称 相楽中部消防組合消防本部（署）
- (2) 敷地の場所 京都府木津川市城山台九丁目地内
- (3) 施設の用途 消防署
(平成31年国土交通省告示第98号 別添二第12号第2類とする。)
- (4) 施設概要 消防本部・消防署、車庫棟、訓練棟A、訓練棟B
3. 設計と条件
- (1) 敷地の条件
- a 敷地の面積 約9,170㎡（別紙図面参照）
- b 用途地域及び地区の指定
- 区域区分：市街化区域、地区計画区域（公益施設ゾーン）
用途地域：第二種中高層住居専用地域（容積率200%建ぺい率60%）
防火地域：指定なし
その他：第2種高度地区、砂防指定地内
- (2) 施設の条件
- a 施設の規模・構造
- | | | | | |
|----------|-----|----|----|---------|
| 消防本部・消防署 | RC造 | 地上 | 3階 | 約4,500㎡ |
| 車庫棟 | S造 | 地上 | 1階 | 約250㎡ |
| 訓練棟A | RC造 | 地上 | 4階 | 約320㎡ |
| 訓練棟B | RC造 | 地上 | 2階 | 約280㎡ |
- b 耐震安全性の分類
- 「総合耐震・対津波計画基準」（平成25年制定）による耐震安全性の分類は以下のとおりとする。（○印を適用する。）
- | | | | | |
|------------|---|---|---|---|
| 1) 構造体 | ① | Ⅱ | Ⅲ | 類 |
| 2) 建築非構造部材 | Ⓐ | | B | 類 |
| 3) 建築設備 | Ⓐ | | 乙 | 類 |
- c 外構整備・その他施設規模（別紙図面参照）
- 竹林伐根・抜開 約 5,900㎡
造成整備範囲 約14,600㎡
※外構整備面積には建築物設置範囲、自家用給油取扱所設置範囲、駐車場55台（来庁者・職員用50台、緊急車両用5台）、駐輪場10台、敷地外通路（約2,800㎡）、外構整備範囲外の仮設調整池の見直しを含む。
急傾斜地崩壊防止工 約100m（高さ10m程度）、約125m（高さ4m程度）

- (3) 建設の条件
- | | |
|--------|---------------------------|
| a 工事費 | 約3,230,000千円（税抜き） |
| b 工事工期 | 令和5年2月から令和7年6月（予定）、29か月程度 |
- (4) 設計図書等の提出期限
- 実施設計図書及び詳細設計図書を令和4年6月30日までに提出すること。
ただし、令和4年5月31日までに（仮）成果物を提出し、監督職員の検収を受けること。
- (5) その他の与条件
- 敷地周辺の住環境等に配慮した計画とすること。
敷地内の既存埋設物及び敷地外通路に埋設されているライフラインに留意すること。
既存敷地内排水用に整備されている排水設備（仮設沈砂池・側溝・柵・埋設管）に留意し、下流域に影響がないよう調整池等を設けるなどの計画を検討すること。
別途発注予定の防災・消防システムの設計業務もしくは既存施設システムを踏まえて調整を行うこと。
相楽中部消防組合消防本部新庁舎建設基本構想を踏まえて実施すること。
- (6) 基本設計図書及び予備設計図書の最終提出期限
- 令和3年12月24日までに提出すること。
- (7) 履行期間
- 契約締結の日から令和4年9月30日まで

4. その他条件

- (1) 貸与資料等
- | | |
|---------|--|
| 貸与する資料等 | ※適用基準等のうち、貸与としているもの
※本仕様書文中で、貸与としているもの
※宅地品質管理台帳
※木津東バイパス大谷地区改良工事図面
※相楽中部消防組合消防本部新庁舎建設基本構想 |
|---------|--|

貸与品は契約書の規定に基づき管理し、所定の時期、場所に返却のこと。

貸与場所（相楽中部消防組合消防本部 総務課）	貸与時期（業務に必要な期間）
返却場所（相楽中部消防組合消防本部 総務課）	返却時期（業務完了時まで）

- (2) 業務の履行に係る条件等
- a 事前提出の範囲（基本設計及び予備設計確定後 概算工事費、概算工程表（係る概略の設計資料含む））
- 事前提出の履行期限（令和3年12月24日）
- b 成果物の提出場所（相楽中部消防組合消防本部 総務課）
- c 成果物の取り扱いについて
- 提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図、完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。
- d 写真の著作権の権利等について
- 受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。
- ① 写真は、相楽中部消防組合が行う事務並びに相楽中部消防組合が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

② 次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)

- 1) 写真を公表すること。
- 2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(3) 検査等

- a 提出した設計図書は、検査に合格しなければならない。また、検査の結果、指摘された事項は、速かに訂正しなければならない。
- b 工事入札に伴う質疑について、回答書の作成をおこなうこと。
- c 工事中、設計図書に疑義が生じたとき等は、必要に応じて担当者を現場に派遣し説明すること。

(4) 成果物の取扱い

提出されたCADデータについては、本設計に係る工事の受注者に貸与し、施工図、完成図の作成及び、完成後の維持管理に使用する。

(5) 土地への立入り等

現地調査を行う際は、耕作物等第三者の所有物に損害を与えないように十分注意すること。万一損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告し、受注者の負担により補償するものとする。

(6) 身分証明書の発行

- a 現地調査を実施する場合、作業班の内1人は必ず身分証明書を携帯して業務に当たるものとする。
- b 身分証明書は、土地等の所有者、その他関係人等からの請求があったときは、これを提示するものとする。
- c 身分証明書の内容については委託契約に基づく業務を行うものであることの証明とし、別に定める身分証明書に基づき、発注者が交付するものとする。
- d 身分証明書の発行対象者は原則として、主任技術者とする。ただし作業班の編成等に関連して別途必要となる場合は、契約後速やかにその適任者を届け出て交付を受けるものとする。
- e 強制立入等で関係法令に基づく身分証明書については別途とする。
- f 業務の実施に伴う植物の伐採、かき、さく等の除去又は、土地若しくは工作物の一時使用する場合は監督職員と協議するものとする。

(7) その他事項

- a 業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。
- b 成果品納入後であっても成果品に誤りがある場合は、直ちに修正するものとする。
- c 報告書の内容については、その考え方のフロー図を添付するものとする。また、報告書作成においては、章・節等を明瞭にするものとし、設計業務に係わり使用した「図書・基準書」は報告書の設計条件に明記するとともに、「式・数値基準」については、関係図書及び記載箇所を明示するものとする。

(例)

本文中

1) ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

巻末又はページ下

1) : 記述者又は編集者 ; (出版年次) ; 題名 ; 出版社 ; P○○

- d 報告書において、電算の結果書を添付する場合は、その入力条件及び計算式が明瞭に確認できる記述を行うものとし、電算の結果書の添付を行わない場合は、計算結果が明確に確認できるようにするものとする。
- e 設計業務にあたって、明確な計算手法が認められない場合は、計算過程において、その式を採用した根拠を工学的観点より報告書に論述するものとする。
- f 報告書中に使用又は準用した式及び数値の根拠等について、監督職員より問い合わせ等が

あった場合は、文書にて監督職員の指定する期日迄に報告するものとする。

- g 詳細設計業務において用地買収がある場合は、幅杭表を作成するとともに、必要な用地幅を計画平面図及び横断面図に明示すること。
- h 構造物詳細設計を行う場合は、工事用として構造物位置の座標値算出を行い、座標リストを提出すること。

建築設計業務委託特記仕様書

■ 業務仕様

本特記仕様書及び別紙に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」(相楽中部消防組合版) (以下「建築設計共通仕様書」という。) によるものとする。

1. 設計業務の内容及び範囲 (委託欄に○印をしたものを適用する。)

(1) 建築設計一般業務

a 基本設計

委託	業務内容	特記事項
○	建築(総合) 基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	別表1参照
○	建築(構造) 基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	"
○	電気設備基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	"
○	機械設備基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	"

b 実施設計

委託	業務内容	特記事項
○	建築(総合) 実施設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	別表1参照
○	建築(構造) 実施設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	"
○	電気設備実施設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	"
○	機械設備実施設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	"

(2) 建築設計追加業務

基本・実施共通

委託	業務内容	特記事項
○	積算業務 建築積算 (積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成) 電気積算 (積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成) 機械積算 (積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成)	監督職員と協議を行うこと。
○	透視図作成 鳥瞰 (1) 枚 大きさ (A3) 額の有無 (有アルミ製) アイレベル (1) 枚 大きさ (A3) 額の有無 (有アルミ製)	
-	透視図の写真作成 () カット 枚数各 () 枚 大きさ () 電子データ (有)	

—	模型製作 縮尺 () 主要材料 () ケースの有無 ()	
○	諸官庁との打合せ 建築主事 消防署 保健所 警察署 関係市町村 労働基準監督署 関西電力 大阪ガス N T T 木津川市上下水道部 木津川市管理課・都市計画課 その他法令手続	必要な関係機関と 打合せを行うこと。 なお、左記以外 でも必要があれば 行うこと。
○	確認申請手続き業務（建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済証受領までの業務含む）	
○	福祉のまちづくり条例申請手続き	監督職員と協議を 行うこと。※
○	関係法令に基づく各種手続き業務 （省エネ法、CASBEE、京都府地球温暖化対策条例、砂防指定 地内行為許可申請、京都府福祉のまちづくり条例、土壌汚染対策法 等）	
—	防災計画評定・防災性能評定に関する資料の作成及び申請手 続き業務	
—	エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務	
—	リサイクル計画書の作成	
○	概略工事工程表の作成	監督職員と協議を 行うこと。
—	建築物の利用に関する説明書の作成	
○	住民説明等に必要な資料の作成 （法令等に基づくものを除く）	
○	日影図の作成（既存建築物）	
—	総合的な環境保全性に関する検討・評価資料の作成	

※ 申請を伴う建築物に限る。

(3) 計画検討業務

設計に先立って、本委託業務に関して必要な基本計画の検討を行い、報告書としてとりまとめを行う。施設整備に必要な建築計画について検討すること。また、基本計画策定に関し、関係官公署との協議、各種法手続など必要となる事項を整理すること。

(4) その他業務

- ① 測量調査（別紙1参照）
本委託業務に関して必要な敷地測量を行い、報告書としてとりまとめを行う
- ② 地質調査（別紙2参照）
本委託業務に関して必要な地質調査を行い、報告書としてとりまとめを行う
- ③ 地歴調査
本委託業務に関して必要な「土壌汚染対策法」・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に関する地歴調査を行い報告書としてとりまとめを行う。
- ④ 計画建築物が高さ制限（高度地区）を超える場合は、高度地区の緩和規定に基づく手続きに必要な資料等の作成及びそれに関連する業務を行うこと。

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- a 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準によって行う。
- b 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準によって行う。
- c 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
 なお、数量算出時及び数量調書作成時に営繕工事積算チェックマニュアルを用いてチェックを行うこと。
- d 建築改修に伴う既存設備機器の安全確認等については各設備技術者と協議を行うこと。
- e 2,000㎡を超える建築物の建築設備については建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）第18条第4項に基づき建築設備士の意見を聞くこと。
 建築設備士に意見を聴いた設計図書等の全てに①建築設備士の意見を聴いたこと、②建築設備士の氏名及び登録番号（建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号。以下同じ。）第17条の35の登録を受けている場合）を記載するとともに設計図書の表紙等に意見を聴いた建築設備の種類及び設計図書の範囲を併せて記載すること。

(2) 適用基準等

本業務には以下に掲げる技術基準等（最新版）を適用する。受注者は業務の対象である施設的设计内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

なお、特記なき場合は、国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

適用	技術基準等	備考
	建築工事設計図書作成基準 建築設備工事設計図書作成基準 建築設計基準 建築構造設計基準 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 木造計画・設計基準 建築設備計画基準 建築設備設計基準 建築設備設計計算書の手引 建築設備耐震設計・施工指針 昇降機耐震設計・施工指針 雨水利用・排水再利用設備計画基準 構内舗装・排水設計基準 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 公共建築工事標準仕様書（電気設備/機械設備工事編） 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備 / 機械設備工事編） 公共建築木造工事標準仕様書 建築物解体工事共通仕様書 敷地調査共通仕様書 建築工事標準詳細図 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編 / 機械設備工事編） 建築工事監理指針 建築改修工事監理指針 電気設備工事監理指針 / 機械設備工事監理指針 公共建築工事積算基準 公共建築数量積算基準 公共建築設備数量積算基準 公共建築工事標準単価積算基準 公共建築工事積算基準等関連資料	

	営繕工事積算チェックマニュアル 構内舗装・排水基準	
--	------------------------------	--

※その他本業務で使用する技術基準、関連法令等は調査職員と協議するものとする。

(3) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

- a 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、平成20年度以降の同種業務の実績及び手持業務の状況
- b 主任担当技術者（意匠）の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、平成20年度以降の同種業務の実績及び手持業務の状況
- c 主任担当技術者（意匠以外）の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、平成20年度以降の同種又は類似業務の実績及び手持業務の状況
- d 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名・生年月日・所属・役職・保有資格・実務経験年数・平成20年4月以降の当該分野における業務の実績・手持業務の状況（建築、構造、電気及び機械以外に分担業務分野がある場合）

注1）建築士については、免許証等の写しを添付すること。

注2）添付した免許証については、免許証の原本と本人確認書類を提示し、監督職員の確認を受けること。

注3）協力事務所に業務を再委託する場合は、「様式-5（A）協力者（事務所等）承諾願」を提出し、あらかじめ発注者の承諾を得ること。

注4）協力事務所に所属する建築士については、協力者（事務所等）承諾願に免許証の写しを添付すること。

注5）協力事務所に所属する建築士については、受注者において免許証の原本と本人確認書類の照合を行い、確認結果を報告すること。

注6）建築士の免許証の原本確認にあたり、原本の提示が行えない場合等には監督職員に報告すること。

注7）建築士の免許証の確認が出来ない場合には、本業務の担当者として認めない場合があるので注意すること。

注8） 「平成20年度以降の同種又は類似業務の実績」とは、次の①～③全ての項目に該当する実績をいう。

- ① 平成20年4月以降に完成した施設の設計業務実績
- ② 本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績（ただし、管理技術者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。）
- ③ 次を満たす施設の設計業務実績
 - (ア) 同種業務の実績における対象施設は、延べ床面積1,500㎡以上の消防署の新築又は増・改築工事に伴う実施設計を完了しているものとする。
 - (イ) 類似業務の実績における対象施設は、延べ床面積1,500㎡以上の公共建築物の新築又は増・改築工事に伴う実施設計を完了しているものとする。

(4) 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。
 ・建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）第2条第2項に規定する一級建築士

(5) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

- a 業務着手時
- b 監督職員又は管理技術者が必要と認めたとき。
- c その他

(6) その他、業務の履行に係る条件等

- a 設計業務に関する一般業務の内容及び範囲について別表1による。

3. 提出成果物等

提出成果物は下表のうち委託欄の○印部分を適用する。(数字は提出部数を示す)

図面の大きさ 基本設計A-1、実施設計A-1

実施設計の原図(普通紙)、正本には設計者名及び押印して提出。

(1) 建築基本設計

委託	成 果 物 名	原図・正本等	製本・副本等	データ提出等
	《建築意匠》			
○	基本設計図	書類1部	書類1部	対象(*1)
○	設計説明書	書類1部	書類1部	対象(*2)
○	工事費概算書	書類1部	書類1部	対象(*2)
	《建築構造》			
○	基本構造計画案(比較検討含む)	書類1部	書類1部	対象(*2)
○	構造計画概要書	書類1部	書類1部	対象(*2)
	《設備》			
○	基本設計図	書類1部	書類1部	対象(*1)
○	設備計画概要書、仕様概要書 (比較検討含む)	書類1部	書類1部	対象(*2)
○	工事費概算書	書類1部	書類1部	対象(*2)

(2) 建築実施設計

委託	成 果 物 名	原図・正本等	製本・副本等	データ提出等
	《建築工事》			
○	意匠設計図、特記仕様書・工事概要書	図面 1部+縮小1	図面 1部+縮小2	対象(*1)
○	構造計算書	書類1部	書類1部	対象
○	構造設計図、構造仕様書	図面 1部+縮小1	図面 1部+縮小3	対象(*1)
	工事費概算書	書類1部	書類1部	
○	工事積算数量算出書、工事積算数量調書	書類1部	書類1部	対象(*2)
○	工事費内訳書	書類1部 +CD	書類1部	対象(*2)
○	専門工事等見積書、比較表	書類1部	書類1部	対象(*2)
	《設備工事》(電気・機械各々)			
○	設備設計図	図面 1部+縮小1	図面 1部+縮小2	対象(*1)
○	設備設計計算書	書類1部	書類1部	対象
○	工事積算数量算出書、工事積算数量調書	書類1部	書類1部	対象(*2)
○	工事費内訳書	書類1部 +CD	書類1部	対象(*2)
○	専門工事等見積書、比較表	書類1部	書類1部	対象(*2)
	工事費概算書	書類1部	書類1部	
○	建築確認申請書	書類1部 +CD	書類3部	
○	日影図(既存建築物含む)	図面1部	図面1部	対象(*1)

○	数量算出チェックリスト及び積算数量調書チェックリスト	書類 1 部		対象
○	各種官庁届出書等	書類 1 部	書類 1 部	対象 (*2)

(3) 共通

委託	成 果 物 名	原図・正本等	製本・副本等	データ提出等
○	諸官庁打合せ報告書（建築、電気、機械）	書類 1 部	書類 1 部	対象 (*2)
○	建築、電気、機械の連絡調整打合せ記録	書類 1 部	書類 1 部	対象 (*2)
○	設計協力者名簿及び打合せ記録	書類 1 部	書類 1 部	対象 (*2)
○	透視図（鳥瞰・アイレベル A3 各1枚）	書類 1 部	1 部(写真)	対象
—	模型（ ）	1 式	1 部(写真)	対象
	《資料、報告書類》			
○	現地測量調査報告書	書類 1 部	書類 1 部	対象
○	地質調査報告書	書類 2 部	書類 1 部	対象
○	地歴調査報告書	書類 1 部	書類 1 部	対象
○	各技術資料	書類 1 部	書類 1 部	対象
—	各調査記録書(現地調査、施設調査等)	書類 1 部	書類 1 部	対象(*2)
—	空气中アスベスト濃度調査結果(ヶ所)	書類 1 部	書類 1 部	対象
—	建材のアスベスト濃度調査結果(ヶ所)	書類 1 部	書類 1 部	対象
—	保温材のアスベスト濃度調査結果(ヶ所)	書類 1 部	書類 1 部	対象

注 * 1 = CADデータは、DXF又はJWW形式及びPDFとし、詳細については監督職員と協議のこと。

* 2 = 印刷、ワードで作成。

対象 = 形式・体裁は、監督職員と協議のこと。

システム動作環境及び記録媒体については、次のとおりとする。

○オペレーションシステム：Microsoft Windows 10

○ソフトウェア：(表計算) Microsoft office excel 2003~2013
(文章) Microsoft office word 2003~2013

○記録媒体：CD-R

※ 上記の環境での動作確認が出来ること。

縮小 = 縮小版 (A2及びA3判各々指定部数) の原図、製本を提出。

(写真) = 形式・体裁は監督職員と協議のこと。

図面 = 原図(図面ファイル入)、製本(背張り製本)。

書類 = 正本、副本(A4フラットファイル綴程度)。

4. その他の特記事項

(1) 現地調査

a 設計計画に伴う測量及び施設調査（電気、給排水、汚水等）
測量等の方法 ※別紙1「測量業務特記仕様書」に準ずる

b 構造計画に伴う地質調査（ボーリング調査）
別紙2「地質調査業務特記仕様書」に準ずるボーリング調査とし、延長は約(105)m、
箇所数は(7)箇所とする。(支持層N値40以上を確認)
標準貫入試験を行い、乱された試料の採取を行う。
(地質調査報告書 3部及び土質標本 1式提出。)

(2) 製図

a 製図法は、JISA0150（建築製図通則）及びJISZ8310（製図総則）による。

b 製図はDXF又はJWW形式のCADにて作成とし、監督職員と協議のこと。

- c 寸法数量単位はメートル法による。寸法線の記載数字は原則としてミリメートル単位で記入する。
- d 図面枠、特記仕様書は、木津川市が定めた様式とし、記載事項についてはあらかじめ監督職員と打合せを行うこと。
- e 表紙及び図面リストを作成すること。

(3) 設計図書

- a 構造計算書の様式は、(一社)日本建築学会発行の各出版物に記載のある様式に準ずる。
- b 特殊な構造を使用する場合には、あらかじめ強度試験を行うものとし、費用は業務委託料に含まれるものとする。
- c 電気及び機械設備計算書は上記Ⅱ 2. (2)「適用基準等」によることとし、計算にあたってはあらかじめ監督職員と打合せを行うこと。
- d メーカーの資料については、事前に監督職員の指示を受けるものとし、図面には原則として特定の製品名、会社名をつけない。
メーカー等が作成した図面の提出は認めない。
- e 積算内訳書は、建築工事内訳書標準書式により作成し、入力したCD-Rを提出すること。
- f 単価は、監督職員の指示を基本とする。刊行物にない価格は見積によることとし、3社以上の見積りを徴取することとし、その見積書には法定福利費相当額が明示されていることとする。(その他別に定める積算基準によるものとする。)
なお、見積書を徴取する際は実勢価格のヒアリングを行うこと。
- g 諸資材(木材)は、“つとめて”京都府内産を使用するよう考慮すること。

(4) 建物規模及び構造等の設計と条件に変更が生じた場合にかかわらず、委託料の変更は行わない。

(5) 建築確認申請が必要となる場合、建築確認申請に伴う手数料については、京都府に基づく手数料の額とし、指定確認検査機関等へ提出する場合は、差額は受注者にて負担すること。また、手数料の支払いは、受注者からの請求により受注者に支払う。

別表 1

設計業務に関する一般業務の内容及び範囲（建築・電気設備・機械設備）

	平成31年国土交通省告示第98号の業務内容		適用	備考
基本設計に関する標準業務	(1) 設計条件等の整理	i) 条件整理	△	
		ii) 設計条件の変更等の場合の協議	△	
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	i) 法令上の諸条件の調査	○	
		ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	○	
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		○	
	(4) 基本設計方針の策定	i) 総合検討	△	
		ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	○	
(5) 基本設計図書の作成		○		
(6) 概算工事費の検討		○		
(7) 基本設計内容の建築主への説明等（説明立会含む）		△		
実施設計に関する標準業務	(1) 要求等の確認	i) 建築主の要求等の確認	△	
		ii) 設計条件の変更等の場合の協議	△	
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	i) 法令上の諸条件の調査	○	
		ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	○	
	(3) 実施設計方針の策定	i) 総合検討	△	
		ii) 実施設計のための基本事項の確定	△	
iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明		△		
(4) 実施設計図書の作成	i) 実施設計図書の作成	○	特記仕様書は監督職員の指示による。	
	ii) 建築確認申請図書の作成	○		
(5) 概算工事費の検討		○		
(6) 実施設計内容の建築主への説明等（説明立会含む）		△		
設計意図の伝達に関する業務	(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等		×	
	(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		×	

注) 本委託業務において、発注者が行う業務又は本業務に含まない内容を「×」、発注者が業務の一部を行うものを「△」及び、受注者で行う業務を「○」で示す

測量業務特記仕様書

(1) 共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

ア 業務内容

本業務は、相楽中部消防組合消防本部（署）新庁舎建設に伴い建設予定地の地形測量等業務を行うものである。

イ 総則

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「測量業務共通仕様書（案）（令和元年8月京都府）及び建設省公共測量作業規程及び同運用基準」（以下「測量共通仕様書」という。）によるものとする。

ウ 測量主任技術者の資格要件

測量主任技術者は、測量法に基づく測量士の資格を有し、受注者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係（3か月以上の雇用関係）にある者であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有するもので日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

エ 打合せ

業務の実施に伴う打合せは、業務着手時、中間打合せ1回、成果品納入時の計3回を行うものとする。ただし、中間打合せについては、業務の内容等により変更することがある。なお、当初打合せ及び成果納入時には、主任技術者が立ち会うものとする。

オ 資料の貸与

- ・ 宅地品質管理台帳
- ・ 木津東バイパス大谷地区改良工事図面

カ 作業計画

作業機関は、測量作業着手前に測量作業の方法、使用する主要な機器、日程等について適切な作業計画を立案し、これを監督員に提出しその承認を得るものとする。

キ 検査

●点検測量

本業務においては測量成果の精度及び品質について確認のため、点検測量（再測量）を行うものとし、点検測量率は、下記の通りとする。

測 量 種 別	点検測量率
3・4級基準点測量	5%
地形測量	2%
線形決定	5%
中心線測量	5%
縦断測量	5%
横断測量	5%

●測量機械機器の検定

本業務に使用する機械の検定については、（社）日本測量技術センターが行い発行する証明書を成果品に添付して提出するか、または受注者自身が別に定める検定要領により検定を行いその記録を提出するものとする。

●電子計算機用プログラムの検定

本業務に使用する電子計算機用プログラムの使用承認を受ける場合は、別に定める「電子計算機用プログラムの検定要領（案）」に基づき、必要書類を提出するものとする。

(2) 地形測量

地形測量は、庁舎建設予定地の接道全線又は交差点、敷地等、特に詳細図を必要とする場合、道路両側および道路内、敷地内および敷地周辺の地形・地上物件を詳細に記入すること。

測量範囲は、設計図書に指示する場合を除き、原則として道路幅員より10m程度外側までとする。その際、沿線の家屋、会社・倉庫等の社名の他、当該建物の階数、木造・鉄骨造等の仕様を明記し、車両等の出入り口は明確にすること。なお、縮尺は、特に監督員の指

示する場合を除き1/500を標準とする。

(3) 現地測量

ア 準拠する基準点

4級基準点又はこれと同等以上の精度を有する基準点に基づいて実施する。

イ 数値地形図データの地図情報レベル

現地測量により作成する地形図データの地図情報レベルは250とする。

ウ 数値編集

庁舎敷地内の地下埋設管等について、細部測量の結果に基づき地下埋設物管理者の確認を得て数値編集に反映させる。

エ 成果等

地形図データファイル、その他の資料（紙印刷図面）

(4) 路線測量

ア 作業計画

作業計画は、路線測量に必要な状況を把握し、作成するものとする。

受託者は、測量作業着手前に測量作業の方法、使用する主要な機器、要因、日程等について適切な作業計画を立案し、これを計画機関に提出して、その承認を得なければならない。

作業計画を変更しようとするときも同様とするものとする。

イ 中心線測量

中心線測量とは、主要点および中心点を現地に設置し、線形地形図データファイルを作成する。

ウ 縦断測量

縦断測量とは、中心杭等の標高を定め、縦断面図データファイルを作成する。

エ 横断測量

横断測量とは、中心杭等を基準にして地形の変化点等の距離および地盤高を定め、横断面図データファイルを作成する。

オ 成果等

観測手簿、計算簿、成果表、メッシュ図、その他の資料

(5) 成果等

報告書の提出部数は2部とし、電子データとしてCD-R2部提出すること。

(6) その他特記事項

●業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

●測量業務期間中現道上で交通危害のおそれがある場合は、有能な保安要員、保安施設を配置し、現道交通の安全確保に努めなければならない。

●成果品納入後であっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。

●成果品には、基準点及び測点の座標値リスト及びその平面位置を明示すること。

地質調査業務特記仕様書

■地盤調査

(1) 共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

ア 業務内容

本業務は、相楽中部消防組合消防本部新庁舎建設に伴い建設予定地の地質調査業務を行うものである。

イ 総則

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、地質・土質調査業務共通仕様書（案）（令和元年8月京都府）（以下「土質共通仕様書」という。）によるものとする。

ウ 地質調査主任技術者の資格要件

受注者は、地質・土質調査業務における主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。又、地質調査主任技術者は、土質共通仕様書の定めのほか、下記①に示す条件のいずれかの資格を有し、受注者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係（3か月以上の雇用関係）にある者であることとする。

①下記のいずれかの資格を有する者

- ・ 技術士（総合技術監理部門：建設部門の選択科目（土質及び基礎）又は応用理学部門の選択科目（地質）に限る）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- ・ 技術士（建設部門（土質及び基礎）又は応用理学部門（地質）に限る）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- ・ R C C M（技術士部門と同様の部門に限る）（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
- ・ 地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日建設省告示718号）により技術管理者として国土交通大臣に認定された者（以下「国土交通大臣認定者」という。）

エ 打合せ

業務の実施に伴う打合せは、業務着手時、中間打合せ1回、成果品納入時の計3回を行うものとする。ただし、中間打合せについては、業務の内容等により変更することがある。なお、当初打合せ及び成果納入時には、主任技術者が立ち会うものとする。

オ 資料の貸与

- ・ 宅地品質管理台帳
- ・ 木津東バイパス大谷地区改良工事図面

(2) 業務の範囲

①ボーリング調査

- 7箇所（各15m（φ66mm-3本、φ86mmからφ116mm-4本））
- φ66mm（礫混じり土砂：30m）、φ66mm（軟岩：15m）
 - φ86mm（粘性土・シルト：8m）、φ86mm（軟岩：20m）
 - φ116mm（礫混じり土砂：28m）、φ116mm（粘性土・シルト：4m）

②デニソンサンプリング

- 8本（φ86mmからφ116mmのボーリング調査工にて、礫混じり土、粘性土・シルト層で各1本採取する）

③標準貫入試験

- 97回（礫混じり土砂：54回、粘性土・シルト：8回、軟岩：35回）

④孔内水平載荷試験

- 12回（普通載荷：8回、中圧載荷：4回、礫混じり土および軟岩で実施）

⑤物理試験

- 8試料（土粒子の密度試験、含水比試験、粒度試験（沈降、ふるい）、液性限界試験、

塑性限界試験、湿潤密度試験)

⑥力学試験

8試料（三軸圧縮試験（CD試験）：4試料、三軸圧縮試験（CUバー試験）：4試料）

⑦CBR試験

2箇所（現場CBR試験）

(3) その他特記事項

ア 目的

機械ボーリングは、主として土質及び岩盤を調査し地質構造や、地下水位を確認するとともに試料を採取し、あわせて原位置試験を実施するために行うことを目的とする。

イ 土質の分類

土質の分類は、JGS0051(地盤材料の工学的分類方法)によるものとする。

ウ 調査等

- ボーリング機械は、回転式ボーリング機械を使用するものとし、所定の方向、深度に対して十分余裕のある能力を持つものでなければならない。
- ボーリング位置、深度及び数量
 - 1, ボーリングの深度・孔径及び数量については設計図書によるものとする。
 - 2, 現地におけるボーリング位置の決定は、原則として監督職員の立会のうえ行うものとし、後日調査位置を確認できるようにしなければならない。
- 仮設
足場、やぐら等は作業完了まで資機材類を安定かつ効果的な作業が行える状態に据付るとともに、資機材類についても安全かつ使用しやすい位置に配慮し、ボーリングや原位置試験等に要する作業空間を良好に確保するよう設置しなければならない。
- 掘進
 - 1, 掘進は地下水位の確認が出来る深さまで原則として無水掘りとする。
 - 2, 孔口はケーシングパイプ又はドライブパイプで保護するものとする。
 - 3, 崩壊性の地層に遭遇して掘進が不可能になる恐れのある場合は、泥水の使用、もしくはケーシングパイプの挿入により孔壁の崩壊を防止しなければならない。
 - 4, 原位置試験、サンプリングの場合はそれに先立ち、孔底のスライムをよく除去するものとする。
 - 5, 掘進中は掘進速度、湧水・逸水量、スライムの状況等に注意し、変化の状況を記録しなければならない。
 - 6, 未固結土で乱れの少ない試料採取を行う場合には、土質及び締まり具合に応じたサンプラーを用い、採取率を高めるように努めなければならない。
 - 7, 孔内水位は、毎作業日、作業開始前に観測し、観測日時を明らかにしておかなければならない。
 - 8, 岩盤ボーリングを行う場合は、原則としてダブルコアチューブを用いるものとし、コアチューブの種類は岩質に応じて適宜使い分けるものとする。
 - 9, コアチューブはコアの採取毎に水洗いして、残渣を完全に除去しなければならない。
 - 10, 掘進中は孔曲がりのないように留意し岩質、割れ目、断層破壊帯、湧水漏水等に充分注意しなければならない。特に湧水については、その量のほか、必要があれば水位(被圧水頭)を測定するものとする。
- 検尺
 - 1, 予定深度の掘進を完了する以前に調査の目的を達した場合、又は予定深度の掘進を完了しても調査の目的を達しない場合は、監督職員と協議するものとする。
 - 2, 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督職員が立合のうえロッドを挿入した状態で残尺を検尺の後、ロッドの引き抜き確認を行うものとする。

(4) 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

ア 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図(着色を含む)。

イ 作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、地質・土質調査成果品を柱状図に整理し、提出するものとする。

- ウ 採取したコアは、標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入し提出しなければならない。なお、未固結の試料は、1m毎又は土層ごとに標本ビンに密封して収納する。
- エ コア写真は、調査件名、孔番号、深度等を明示して撮影(カラー)し、整理するものとする。

(5) その他事項

- ア 業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。
- イ 成果品納入後にあっても成果品に誤りがある場合は、直ちに修正するものとする。
- ウ 地質図作成にあたっては、近接して既設データ等が存在する場合には、これを考慮し反映させること。
- エ 足場組立撤去、使用機種、調査状況、調査位置、調査掘進長等の調査内容については、写真で明示すること。
- オ 室内試験については、土質工学会基準に基づくものとする。
- カ 調査資格保持者については、その旨を報告書に明記すること。
- キ 土質調査の結果、設計数量に対し数量変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。
- ク 文献を参考に報告書を作成する場合は、文献名・出典等(策定年月含む)を明示すること。

土木設計業務委託特記仕様書

■ 業務仕様

1. 総則

本特記仕様書及び別紙に記載されていない事項は、「土木設計業務等共通仕様書（案）」（令和元年8月京都府）（以下「土木設計共通仕様書」という。）、「土木構造物標準設計」（建設省）、「設計便覧（案）」（近畿地方建設局）及び「土木構造物設計マニュアル（案）」（建設省）によるものとする。ただし、土木設計共通仕様書第1106条中「管理技術者」とあるのは「主任技術者」と読み替えるものとし、同条第4項については適用しないものとする。

2. 照査技術者の資格要件

(1) 本業務は、照査技術者により照査を行うものとする。

(2) 照査技術者は、土木設計共通仕様書の定めのほか、下記①に示す条件のいずれかの資格を有し、受注者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係（3か月以上の雇用関係）にある者であることとする。なお、照査技術者は他の技術者と兼ねることはできない。

① 下記のいずれかの資格を有する者

- ア 技術士（総合技術監理部門：建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- イ 技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- ウ RCCM（技術士部門と同様の部門に限る）（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
- エ 土木学会特別上級、上級又は一級土木技術者
- オ 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）により技術管理者として国土交通大臣に認定された者（以下「国土交通大臣認定者」という。）

3. 主任技術者の資格要件

(1) 造成設計に関わる主任技術者の資格要件

造成設計に関わる主任技術者は、土木設計共通仕様書の定めのほか、下記①に示す条件のいずれかの資格を有し、受注者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係（3か月以上の雇用関係）にある者であることとする。

① 下記のいずれかの資格を有する者

- ア 技術士（総合技術監理部門：建設部門の選択科目（都市及び地方計画）に限る）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- イ 技術士（建設部門の選択科目（都市及び地方計画）に限る）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- ウ RCCM（技術士部門と同様の部門に限る）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
- エ 土木学会特別上級、上級又は一級土木技術者
- オ 国土交通大臣認定者

(2) 急傾斜地崩壊防止工設計に関わる主任技術者の資格要件

急傾斜地崩壊防止工設計に関わる主任技術者は、土木設計共通仕様書の定めのほか、下記①に示す条件のいずれかの資格を有し、受注者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係（3か月以上の雇用関係）にある者であることとする。

① 下記のいずれかの資格を有する者

- ア 技術士（総合技術監理部門：建設部門の選択科目（土質及び基礎）に限る）の資格

- を有し、技術士法による登録を行っている者
- イ 技術士（建設部門の選択科目（土質及び基礎）に限る）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- ウ R C C M（技術士部門と同様の部門に限る）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
- エ 土木学会特別上級、上級又は一級土木技術者
- オ 国土交通大臣認定者

4. 設計業務の内容及び範囲（委託欄に○印をしたものを適用する。）

(1) 造成設計一般業務

a 造成予備設計

- ① 現地調査
各施設の整備場所について、以下の調査を行うものとする。
ア 土地利用等（敷地状況、法規制、都市基盤、周辺道路の整備状況等）の調査・分析
イ 課題の抽出・整理
- ② 基本条件の検討
予備設計を行う上で必要となる造成、防災、道路、駐車場、雨水排水等の各種検討を行い、基本的な条件となる事項について整理する。
- ③ 基本設計図の作成
上記の基本条件の結果を踏まえ、予備設計図面の作成を行うものとする。
- ④ 概算工事費の算出
予備設計図を基に、概算工事費、関連工事費等の算定を行うものとする。
- ⑤ 報告書作成
予備設計の成果を報告書としてとりまとめるものとする。

b 造成詳細設計

- ① 現地調査
各施設を整備する際に支障となる条件等について調査を行うものとする。
ア 現況条件、周辺条件、施工条件等の調査・分析
イ 課題の抽出・整理
- ② 設計条件の整理
予備設計及び現地調査の結果を踏まえ、詳細設計を行う際の前提となる設計条件について取りまとめを行うものとする。
- ③ 造成設計
配置計画案に基づいた敷地全体の最適な整地計画を検討し、周辺の高さとの整合を図りながら造成工事に必要となる土量計算、運土計画等を行い、整地設計、構造物設計等施工に必要な設計図及び土工・数量計算の算定を行う。
原則として地形の改変を少なくし、極力残土処分及び購入土を発生させない計画を要する。ただし、決定にあたっては、発注者と協議を行うものとする。
- ④ 防災設計
工事中の安全を考慮した防災施設計画の検討、敷地外への土砂流出量を検討し、工事に必要となる仮設施設の計画及び設計を行い、防災工事に必要な設計図及び数量の算出を行う。
- ⑤ 雨水排水設計

敷地造成に伴う雨水排水施設の計画、各種雨水排水施設に対する流域設定、流量計算書等の設計を行い、管渠の断面、勾配等の設計を行い、雨水排水工事に必要な設計図及び数量の算出を行う。

- ⑥ 道路設計
前面道路及び既設道路との交差点の計画及び設計を行う。また、施設配置に基づき、場内道路位置及び構造等の設計を行う。
- ⑦ 駐車場設計
施設配置に基づき、計画地区内に整備する駐車場に関し、舗装及び小構造物等の設計を行う。
- ⑧ 緑化設計
敷地造成に伴い敷地内及び法面の環境整備を図るために、緑地等の緑化に関する設計を行い、工事に必要な設計図及び数量の算出を行う。
- ⑨ 外構設計
敷地造成及び建築計画に伴い敷地内の環境整備を図るために、フェンス等の外構の設計を行い、工事に必要な設計図及び数量の算出を行う。
- ⑩ 数量計算
各種設計図を基に数量計算を行い、工事に必要な数量の算出を行う。
- ⑪ 工事費算出
詳細設計図及び数量計算書に基づき、工事費内訳書の作成を行う。
- ⑫ 報告書作成
各種設計の考え方や検討経緯等を報告書としてとりまとめを行う。
- ⑬ 工事発注設計書(案)作成
造成詳細設計で作成した数量計算書を基に、工事発注設計書(案)を作成する。

(2) 造成設計追加業務

- ① 砂防指定地内行為申請書作成
砂防指定地内で行う開発行為を事前に申請するための図書の作成を行うものとする。
- ② 木津川市開発協議
本業務では開発許可は不要との協議結果を受けているが、設計の考え方は同市の基準に準拠することから、関連部局との協議を行い、基準を満足した設計を行うものとする。
- ③ 道路管理者協議
交差点部の形状や道路整備基準等について、道路管理者との協議を行い、移管手続きを円滑に行うことができるようにすることを目的とする。

(3) 急傾斜地崩壊防止工設計一般業務

a 急傾斜地崩壊防止工予備設計

- ① 現地踏査
災害発生の素因・誘因となる地形、地質・土質および環境条件（植生、水文状況）の概要を把握する。また、災害発生範囲を確認し、対策工計画範囲を設定する。
- ② 設計条件の確認
現地状況、崩壊・落石規模、地形状況、地質状況等、設計検討に必要な条件を確認、

整理する。

- ③ 比較形式選定
設計条件をもとに現地に適合可能な対策工法を選定する。選定案は、3案程度抽出する。
- ④ 概略設計計算
選定した対策工法について、概略設計計算を実施し、現地に適した仕様を決定する。
- ⑤ 概略設計図
概略設計計算で設定した対策工、仕様に基づき、概略設計図を作成する。概略設計図は、平面図、断面図、構造図を想定する。
- ⑥ 概算工事費算出
比較形式選定で選定した対策工法について、概算工事費の算出を行う。概算工事費は、根拠ある歩掛を用いることを基本とし、新工法や特殊工法の場合は、工法の技術資料等から根拠を抽出し、用いる。
- ⑦ 比較一覧表作成
比較形式選定で選定した対策工法について、比較検討表にとりまとめを行う。比較表は、「経済性」、「施工性」、「維持管理」、「環境・景観」等を項目として検討する。

b 急傾斜地崩壊防止工詳細設計

- ① 設計計画
設計計画を立案する。設計計画は、作業内容および既往調査結果等に対応する計画とする。
- ② 現地踏査
災害発生の素因・誘因となる地形、地質・土質および環境条件（植生、水文状況）の概要を把握する。また、災害発生範囲を確認し、対策工計画範囲を設定する。
- ③ 設計条件の確認
対策工の構造、荷重条件等設計施工上の基本的条件並びに地質条件を確認し、当該設計用に整理を行う。
- ④ 設計計算
詳細設計計算に当たり、構造形式の主要構造寸法に基づき、設計条件に従い、安定計算及び断面応力度計算を実施する。
- ⑤ 設計図
設計計算から定められた構造形状や応力状態から、本体工の構造一般図、配筋図、詳細図を作成するものとする。設計図面は、「CAD製図基準(国土交通省)」に示す方法により作成するものとする。
- ⑥ 数量計算
受注者は、共通仕様書第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。
- ⑦ 報告書作成
現地踏査結果および設計検討結果を、報告書としてとりまとめる。

⑧ 工事発注設計書(案)作成

急傾斜地崩壊防止工詳細設計で作成した数量計算書を基に、工事発注設計書(案)を作成する。

(4) 計画検討業務

設計に先立って、本委託業務に関して必要な基本計画の検討を行い、報告書としてとりまとめを行う。施設整備に必要となる建築計画、敷地造成計画、調整池、地すべり抑止計画について検討すること。また、基本計画策定に関し、関係官公署との協議、各種法手続など必要となる事項を整理すること。

(5) 照査の実施

本業務は、照査技術者により照査を行うものとする。受注者は、成果物を取りまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等）の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下、「赤黄チェック」という）を原則として実施する。

なお、赤黄チェックの資料は、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を発注者に提示するものとする（詳細設計に限る）。

(6) 照査

本業務における基本事項の照査は、「詳細設計照査要領」（近畿地方整備局）に基づき照査技術者が実施するものとする。また、同要領に基づき作成した資料は、共通仕様書第1107条第5項に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

(7) 数量計算

数量計算は、土木工事数量算出要領（案）（近畿地方建設局）に基づき作成するものとし、数量計算の取りまとめ区分は監督職員との協議により決定すること。

(8) 打合せの実施

造成設計及び急傾斜地崩壊防止工設計業務の実施における打合せは、業務着手時、中間打合せ4回、成果品納入時の計6回を行うものとする。ただし、中間打合せは、監督職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。

なお、業務着手時又は業務計画書作成時及び業務完了時には原則として管理技術者が立ち会うものとする。

5. 業務の実施

(1) 適用基準等

本業務には以下に掲げる技術基準等(最新版)を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

適用	技術基準等	備考
	木津川市開発行為に関する施行基準 京都府砂防技術基準(案) 防災調節池等技術基準(案) 道路構造令の解説と運用 道路土工 宅地防災マニュアル 敷地調査共通仕様書 土木工事数量算出要領(案) 新土木工事積算体系の解説 ※その他「土木設計業務等委託必携」(京都府版)に基づく	

※その他本業務で使用する技術基準、関連法令等は調査職員と協議するものとする。

(2) 打合せ及び記録

打合せ後速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

6. 提出成果物等

提出成果物は下表のうち委託欄の○印部分を適用する。(数字は提出部数を示す)

図面の大きさ 予備設計A-1、詳細設計A-1

実施設計の原図(普通紙)、正本には設計者名及び押印して提出。

(1) 造成予備設計

委託	成 果 物 名	原図・正本等	製本・副本等	データ提出等
○	予備設計図	書類1部	書類1部	対象(*1)
○	設計説明書	書類1部	書類1部	対象(*2)
○	工事費概算書	書類1部	書類1部	対象(*2)

(2) 造成詳細設計

委託	成 果 物 名	原図・正本等	製本・副本等	データ提出等
○	詳細設計図	図面 1部+縮小1	図面 1部+縮小2	対象(*1)
○	設計説明書	書類1部	書類1部	対象(*2)
○	数量計算書、工事費内訳書 積算見積書、積算単価根拠資料 ※様式は協議による	書類1部	書類1部	対象(*2)

(3) 急傾斜地崩壊防止工予備設計

委託	成 果 物 名	原図・正本等	製本・副本等	データ提出等
○	予備設計図	書類1部	書類1部	対象(*1)
○	設計計算書	書類1部	書類1部	対象(*2)
○	工事費概算書	書類1部	書類1部	対象(*2)

(4) 急傾斜地崩壊防止工詳細設計

委託	成 果 物 名	原図・正本等	製本・副本等	データ提出等
○	詳細設計図	図面 1部+縮小1	図面 1部+ 縮小2	対象 (*1)
○	設計計算書	書類 1部	書類 1部	対象 (*2)
○	数量計算書、工事費内訳書 積算見積書、積算単価根拠資料 ※様式は協議による	書類 1部	書類 1部	対象 (*2)

注 * 1 = CADデータは、DXF及びPDFとし、詳細については監督職員と協議のこと。

* 2 = Excel、Wordで作成。

対象 = 形式・体裁は、監督職員と協議のこと。

システム動作環境及び記録媒体については、次のとおりとする。

○オペレーションシステム：Microsoft Windows 10

○ソフトウェア：(表計算) Microsoft office excel 2003～2013
(文章) Microsoft office word 2003～2013

○記録媒体：CD-R

※ 上記の環境での動作確認が出来ていること。

縮小 = 縮小版 (A2及びA3判各々指定部数) の原図、製本を提出。

(写真) = 形式・体裁は監督職員と協議のこと。

図面 = 原図 (図面ファイル入)、製本 (背張り製本)。

書類 = 正本、副本 (A4フラットファイル綴程度)。

7. その他の特記事項

(1) テクリス登録

受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス (テクリス) に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

(2) 業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

(3) 成果品納入後であっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。